

計画期間の「始期」は、障害者雇用状況の報告をした日の翌日から2月以内の日としてください。

「終期」は始期から2年以内の日を設定してください。

障害者雇用状況の報告をした時点では法定雇用率未達成であったものの、現時点では法定雇用率を達成している場合は「年6月1日現在の雇用状況」欄のみに「現時点の雇用状況」とその「調査年月日」を余白に記載してください。

「ア。」欄は「常用労働者の数（短時間労働者を除く）」+「短時間労働者数」×0.5 となります。

「イ。」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種に掲げる業種に該当する場合には「除外する常用雇用労働者の数」を算出し（1人未満の端数は切り捨て）、その数を「ア。」欄の数から控除した数を記載してください。

「ア。」、「イ。」、「ウ。」欄には、小数点以下第1位まで記載してください。

2. 雇用及び職業の安定までの取組の「ア。」、「イ。」、「ウ。」及び「エ。」欄には、計画達成に向けて2年間で取組む項目の予定時期、予定内容を記載してください。

「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用労働者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数を記載してください。なお、算定にあたっては、新規雇入れ予定数から定年退職等の離職予定者数を差し引くほか、右の「常用雇用労働者及び障害者の数の算定について」をご参照ください

様式第7号(第12条関係)

| 障害者雇用推進計画書 | | 令和4年 10月 1日 | | | |
|---|----------------------------|---|--------|--------------------|----|
| 大阪府知事 様 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第25条の規定により、次のとおり提出します。 | | | | | |
| 事業主 | 住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地) | 〒540-0000 (電話番号)06-0000-0000 おおさかふおおさかしちゅうおうくまるまるまち 大阪府大阪市中央区〇〇町〇-〇-〇 | | | |
| | 名称 (ふりがな) | まるまるかぶしがいしゃ 〇〇株式会社 | | | |
| | 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) | だいひょうとりしまりやく まるまる たろう 代表取締役 〇〇 太郎 | | | |
| 計画期間に予定している取組及び計画期間終了において見込まれる雇用の状況 | | | | | |
| 計画期間(始期 4年11月1日~終期 6年10月31日) | | | | | |
| 1. 雇用の状況及び雇入れに関する計画 | 4年6月1日現在の雇用状況 | 計画始期における雇用の状況 | 雇入れ予定数 | 計画終期において見込まれる雇用の状況 | 備考 |
| ア. 常用雇用労働者の総数 | 80.0人 | 72.0人 | 2.0人 | 74.0人 | |
| イ. 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数 | 64.0人 | 58.0人 | | 60.0人 | |
| ウ. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数 | 0.0人 | 0.0人 | 1.0人 | 1.0人 | |
| 2. 雇用及び職業の安定までの取組 | | | | | |
| ア. 障害者雇用への理解を高める取組(研修会又は見学会の参加等) | 時期(5年2月頃) | 内容(府主催の障がい者雇用に関するセミナー参加) | | | |
| イ. 障害者雇用への理解を高める取組(職場実習又は職場体験の受入れ等) | 時期(5年10月頃) | 内容(就業支援機関からの職場体験実習の受入れ) | | | |
| ウ. 障害者の受入れ態勢の整備(障害者が従事する職務又は配置部署の選定等) | 時期(6年3月頃) | 内容(職務の切り出し検討(ピッキング、配送など)) | | | |
| エ. 障害者の募集又は採用(職業紹介所への求人等)、職場定着の取組 | 時期(6年6月頃) | 内容(ハローワークへ求人票提出、自社HPへの求人掲載) | | | |

常用雇用労働者及び障害者の数の算定について

■「常用雇用労働者」の総数の算定
常用雇用労働者の総数は、「常用雇用労働者数(週所定労働時間30時間以上の者)」+「短時間常用労働者数(週所定労働時間20時間以上30時間未満の者)」×0.5となります。

■「障害者」の数の算定

- ▶重度身体障害者又は重度知的障害者…1人を2人として算定
- ▶重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者…1人を1人として算定
- ▶精神障害者…1人を1人として算定
- ▶重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者…1人を1人として算定
- ▶重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者…1人を0.5人として算定
- ▶精神障害者である短時間労働者…1人を0.5人として算定

ただし、精神障がい者である短時間労働者であって、各基準日(6/1、計画始期、計画終期)時点で次のいずれにも該当する者…1人を1人として算定

- ①雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の取得から3年以内の者
- ②令和5年3月31日までに、雇入れられ、又は精神障害者保健福祉手帳を取得した者